

見直し案に係る庁舎建設等担当の見解

1 現設計と見直し案の比較における前提として

- (1) 清掃関連施設除却後という、庁舎等配置、浸水対策、耐震システム、駐車場、床面積などからコスト面まで多様な見直し及び前提条件の抜本的な見直しを提起した「1つの提案」と受け止めています。なお、見直し案については、詳細な設計をされているものではないと思われ、個別具体的な内容について比較するというものではないと考えます。
- (2) (現設計の設計変更で対応できる目安としては、建物全体の形状や各部屋の配置などの、いわゆる平面計画の大幅な変更にならないことです。) 見直し案は、清掃関連施設除却後を前提とし、南側に大きな広場を設けるため平面計画を大きく見直す必要があるため、基本計画(条件整理)前まで戻り、これまで取り組んできた設計条件の変更となります。
- (3) 設計条件を変更するという事は、事業開始当初からの敷地の活用調査や基本設計プロポーザルにおける提案を受けて事業を進めてきましたが、設計条件を含めての施設配置等のやり直しが必要になると考えます。
プロポーザルの公平性や事業執行の透明性の観点からも、設計条件を変更するのであれば、プロポーザルはやり直すべきと考えます。
- (4) 清掃関連施設除却後という考え方は、建設開始時期、竣工時期にも影響し、早期建設を目指すなか、これまで取り組んできた設計内容が変わるため、大きな方針変更となることの是非について、慎重な判断が必要になると考えます。

2 見直し案での提案に関する現設計の考え方

- (1) 広場については、現設計においても、パブリックコメントで多くの御意見・御要望をいただいたことから、実施設計において広場面積を基本設計時の約4倍となる約900㎡に拡大し一定の反映をさせていただいています。
- (2) 見直し案で提案されている地下駐車場の中止、総免震を現設計に反映する場合は、現設計を設計変更で対応できると考えていますが、コスト面では増額となることが見込まれます。
- (3) 見直し案の施設配置は、I字型の提案ですが、平成30年度に行った新庁舎等建設計画調査業務でも一定の条件のもと検討した経過があり、その上で現在の施設配置(L字型)としている。L字型がI字型に劣っているという考えではありません。